

未成年受診時の対応

小笠原六川国際総合法律事務所パートナー弁護士・医師

平野大輔

(聞き手 池脇克則)

未成年者の受診についてご教示ください。時々、中高生の患者さんが一人で受診するケースがあります。親御さんは仕事で不在とのこと。このような場合の対応に困ってしまいます。電話連絡がつかないケース、ついたとしても電話口での説明が難しいケース、診察同意書の必要性、不測の事態が起こったときの責任の所在、18、19歳はどうすべきかなど、考えることが多いです。どのような対応をすべきかご教示ください。

<横浜市開業医>

池脇 先生は東京慈恵会医科大学を卒業されて、中央大学で法律を学ばれ、医師と弁護士という2つの資格を持って活躍されています。今回の質問は、未成年者が1人で受診されたときに、対応に困ってしまいますという質問です。親御さんがいらっしゃらないと、なかなか先に進まないし、何かあったときに責任の所在はどうなるのか。あるいは、未成年者でも、もうじき成人というぐらいの人たちは成人と一緒に考えていいのか。

現場の悩みが伝わってくる質問ですが、確かに最近はインフォームド・コンセント、きちんと説明して、きちん

と同意を取ってからやりなさいというなかで、未成年者で親御さんがいらっしゃらないときにどう進めるのか。その点、どのように考えられているのでしょうか。

平野 未成年者ということから言いますと、民法上に規定がありまして、未成年者の行為については、行為能力が制限されているという言い方になるのですが、取り消しうる行為なので、医療機関と患者さんとの間で医療契約を締結する。法概念的にはそうなるのですが、未成年者であるということで、その契約をいつでもなかったことにできてしまう。こういう不安

定な関係になります。

池脇 取り消すというのは医療サイドのほうで取り消せるという意味ですか。

平野 これは未成年者の側の取り消し権というものです。

池脇 患者さんのほうが取り消す。

平野 そうです。医療機関側としてできることは、取り消すのかどうかを決めてくれというニュアンスになります。

池脇 そうすると、医療サイドとしたら、未成年であっても、一応医療契約というのを結んだうえで診察をしたり、場合によっては治療行為を行う。そのときに、未成年の場合にはいつでも取り消せる。そういうちょっと特殊な契約を結んでいると考えたらいいのでしょうか。

平野 成人の方では取り消すことはできないのです。医療契約というのは、民法上は委任の契約に準じて考えられているのですが、委任契約ないしは準委任契約という概念をそのまま医療に持ってくるのは不適切と考えられています。とはいつても、終了ということになれば、それは問題はないかなと思うのですが、未成年者が受診されたときには、民法上の規定があって行為能力が制限されていることから、未成年者は有効な契約を締結できないという言葉が一般には広く知られていて、それが未成年者の医療契約という概念を

不安定にさせているような印象を与えるのではないかと思います。ただ、そういう未成年者の法律行為であっても、法律概念なのですが、そういう取り消しという行為がないかぎりは一応は有効になるという契約になります。そこをそんなに大きく取り上げて、未成年者が受診していくうえでの障壁のように考える必要もないかと思うのです。

池脇 すべてがスムーズに進んで、困っていることが治ってしまえば、何の問題もないのでしょうか、ちょっと予測できないような事態が起こることもある。お話をして、未成年者でもそれを受け入れて、例えば後日、ちょっと状況が変わったということになったら、その時点で契約の取り消しというのは、少し時期が過ぎてしまっているような気がします。ここはまた考え方が違うのでしょうか。

平野 法的には、未成年者の側はいつでも取り消すことができることになります。ただ、それと、いわゆる医療過誤であったり、医療事故が起きたときの責任の所在ということとは少し違うかと思います。

池脇 診察のときには未成年者が1人で来ていて、親御さんはその場には立ち会わなくても、その日の状況とか、あるいは経過で、後日、親御さんのほうから取り消しを言ってこられることもあるのですね。

平野 それは可能です。未成年者の法律行為ということに関して言いますと、先ほど行為能力の制限という話をさせていただきましたが、原則的には親権者、法定代理人の同意を得たうえで法律行為をするのが原則になります。もし未成年者が受診したときには、通常であればご両親の同意を得ていますか、と本人に確認したり、あるいは実務ではよく電話をすることがありますが、そういった対応で法律上は問題はないと思います。

池脇 逆に言いますと、1人で来た未成年者がいくらしっかりしていたとしても、やはり法律上は制限の対象になっている人であるから、親御さんに対して常に配慮する。あるいは病院によっては、1人であれば医療対象者として診察できないという、そういう方針を掲げたとしても、あながち間違いではないということなのでしょうか。

平野 そのあたりの話になってくると、患者さんの緊急度にもかかわってくると思います。目の前の緊急性の非常に高い患者さんを差し置いて、同意がないから診察できないというのはちょっと違ってくるかと思えます。

池脇 確かにそうですね。それこそ命にかかわるような状況というのは、年齢とかそういうものは関係ないですから、それはいいと思うのです。おそらく今回の質問の意図は、そう緊急性がないような状況での診察の進め方を

心配しながらやっているような気がするのです。例えば同意書のことに少し触れているのですが、インフォームド・コンセントに関するようなことなかで、同意書が必要になったときに、未成年者の場合、単独では成立しないのでしょうか。やはり親御さんのサインが必要ですか。

平野 医療契約に基づく説明義務というもののなかに、インフォームド・コンセントのための説明義務というものがあると思うのです。医療契約の成立とはまたちょっと次元の違う話になると思うのですが、もしインフォームド・コンセントということであれば、そこで求められる説明というのは本人ありきの話です。例えばそれが未成年であっても、まず本人にしっかりとわかるように説明をさせていただいて、本人から同意をいただくのがとても大切になってくるかと思えます。

池脇 先生は外科医でいらっしゃるので、腹痛で来て、急性虫垂炎だ、手術しましょうとなると、当然同意書を取るわけですが、これは医学的に正しい選択で、本人だけのサインで手術という方向にいても問題はないと考えていいのでしょうか。

平野 実務上の問題はあると思うのです。医療契約自体に関して、通常は法定代理人である親御さんが契約をし、治療の内容については人格権という、患者さん本人の持つ権利に基づくもの

なので、本人の同意が前提になります。そのうえで実務上、家族の同意はやはり必要かと思えます。

池脇 虫垂炎のケースだと、もちろん緊急性が高ければ話は別だと思うのですが、医療契約は、未成年者は親のきちんとした何かがないと成立しないけれども、インフォームド・コンセントは本人の同意が一番大事なもので、場合によっては親の同意は必ずしも必要ない場合もある、という理解でいいでしょうか。

平野 概念としては正しいと思えます。患者さん本人が未成年で、親権者の方が同意しないと、要するに患者さん本人と親権者の間で意見にそごがある場合を想定されていると思うのです。例えば15歳の患者さんが虫垂炎で病院にいらして、本人は治療を受けたいと言っているのだけれども、家族が宗教上の理由から手術は受けさせないと言ったときに、どういう対応をするのが正しいかということだと思えます。そのときに、いわゆる親権者の同意がないことが、どんな問題になるかだと思えますが、そこで考えられる親御さんが同意をしないことに、いかほどの理由があるのかが法的には問題になってきて、それが十分な理由ではない。例えば、宗教上の理由もよく言われますが、親御さんが宗教上の理由

で治療を受けさせたくないと言っても、本人が受けたいと言っているのであれば、それは両親の権利の乱用ということになって無効なものでしょうという考え方が適切だと思います。

池脇 未成年ということでひとくくりにしましたが、10歳でも、19歳でも、基本は同じと考えてよいですね。

平野 そこはちょっと難しいのですが、例えば行為能力の制限という民法上の規定の話からすれば、成年かどうかという話になります。もちろん、例えば5歳の子であれば、そもそも法律行為ができないということになってきます。しかし例えば15歳ぐらいの一般的な子どもであれば通常の意味能力はある。そのうえで、やはり未成年なので、行為能力の制限を受けるということになります。これが医療契約については原則的な理解になると思います。

インフォームド・コンセントに関していえば、どのぐらいの侵襲性、どのぐらいの緊急性、どのぐらいの必要性という、個別具体的な判断において、一般的には15歳以上といわれていますが、年齢で区切るよりは、個々の患者さんの能力に応じて説明の仕方を変えたり、同意が本当にできているのかを検討することが大切になると思います。

池脇 どうもありがとうございました。